

(報告)「電気自動車等からの自家用電気工作物への給電の実施に向けた
電気事業法の整備の検討」の対応について

平成26年3月10日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

平成25年6月に閣議決定された規制改革実施計画において「電気自動車等から自家用電気工作物（高圧需要場所等）へのV2H（自動車を電源として住宅等に給電すること）を行う場合について、検討を行う。」こととされ、「平成25年度検討・結論、結論を得次第措置」することとなった。

2. 現行制度

電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設に関する規定として、電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第4号）第199条の2がある。当該規定では、電気自動車等から一般用電気工作物（この場合、一般住宅等）へのV2Hを行う場合の規定はあるが、電気自動車等から自家用電気工作物（高圧需要場所等）へV2Hを行う場合の規定はない。

これは、必ずしも電気の知識を有していない者が設置者となる一般用電気工作物は、詳細の施設方法まで国が示すことが適切であるが、自家用電気工作物は、自主保安の原則のもと電気主任技術者の監督下で保安確保が図られるべきものであることから、詳細な施設方法について規定をしていないためである。

3. 本件の取扱い

現行制度の趣旨を提案者に伝えたところ、提案者より「電気自動車等から自家用電気工作物へV2Hを行う規定がないため施設方法がわからないといった懸念があったため取り上げた。しかし、現行制度でも施設可能であることが確認できたため、法整備により詳細な施設方法を規定する対応ではなく、関係団体等に電気主任技術者の監督の下で電気自動車等から自家用電気工作物へV2Hを行える旨を周知する対応をしたい。」との回答があった。このため、当課においても提案者の提案に沿った対応をとることとしたい。

4. 措置・スケジュール

現行制度で対応可能であることを、今月中にホームページ上で公開している「電気設備の技術基準の解釈の解説」に追記する。